

障 政 第 3 0 4 号
令和 5 年 9 月 20 日

各障害福祉サービス事業所等の長 様
障害者支援施設長 様
障害児通所支援事業所の長 様
障害児入所施設長 様

静岡県健康福祉部障害者政策課長

サービス管理責任者等に関する告示の改正及びサービス管理責任者等実践研修の取扱いについて（通知）

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）」については令和 5 年 6 月 30 日に改正され、同日適用されたところです。

この告示の改正に伴う静岡県におけるサービス管理責任者等実践研修の受講に必要な実務経験に関する届出については別紙のとおりとしますので、内容について御了知の上、適切に取り扱っていただくようお願い申し上げます。

担 当 障害者政策班
メールアドレス shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp